

平成30年度
東京都動物愛護管理審議会
第1回小委員会
会議録

平成30年10月3日
東京都福祉保健局

(午前10時00分 開会)

○田島動物愛護管理専門課長 まだお一人お見えになっていないようですけれども、定刻となりましたので、ただいまから東京都動物愛護管理審議会第1回小委員会を開会いたします。

私は、福祉保健局健康安全部動物愛護管理専門課長の田島でございます。議事に入りますまでの間、私が進行を務めます。

では、初めに、健康安全部長の高橋より一言御挨拶申し上げます。

○高橋健康安全部長 皆様、おはようございます。健康安全部長の高橋でございます。

本日はお忙しい中御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

去る8月30日に開催された審議会において、知事から「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方」について、諮問をさせていただきました。諮問事項につきましては、この本小委員会を中心に、専門的な御審議をいただき、年末には中間報告として取りまとめたいというふうに思っております。非常にタイトなスケジュールでございますけれども、どうぞ皆様の御協力、御理解のほど、よろしく願いいたします。

さて、現在、国では動物愛護管理法の改正に向けた検討が行われております。なかなか詳細なスケジュールが読めないところではございます。聞くところによりますと、基本指針の改正も来年になるのではないかと思います。国の状況につきましては、私も入り次第、皆様と共有をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

本日でございますけれども、東京都動物愛護管理推進計画の進捗状況と今後の方向性について、御審議のほどをお願いしたいと思っております。限られた時間ではございますけれども、活発な御討議のほうをよろしく願いいたします。

○田島動物愛護管理専門課長 これより着席のまま進行いたしますので、御了承ください。

本日は、第1回の小委員会になりますが、委員の皆様におかれましては、先日の審議会終了後、お互いの御紹介がお済みですので、委員紹介は割愛いたします。

それでは、これからの進行につきましては、林委員長をお願いしたいと存じます。よろしく願いします。

○林委員長 皆様、こんにちは。着席してということでございますので、座らせていただきます。

本日の議題は、先ほど部長からお話がありましたように、大変重要な議題でございますが、皆様の協力のもとに円滑に進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

まず最初に、注意点ですが、本会議は原則公開です。また、資料並びに議事録についても原則公開ということで、あらかじめ御承知おきいただきたいと思っております。

まず、先ほどの議題に、部長からもおっしゃっていただいた議題について、事務局から関係資料の説明をお願いいたしますが、事務局の御説明は2回に分けて行われるとい

うことです。質疑は、後ほど分割して行うことになります。

それでは、よろしくお願いいたします。

○田島動物愛護管理専門課長 では、資料説明に入ります前に、本日の資料は、御案内のとおり、ペーパーレス推進のために全て机上にお配りしていますタブレット型情報端末に格納しておりますことをあらかじめお伝えしておきます。

画面の左上のところにいろいろあるのですが、ファイル一覧に戻るというところを触れていただければ、またもとの画面に戻る形になりますので、よろしくお願いいたします。

では、これより資料1につきまして、御説明いたします。皆様、操作はよろしいでしょうか。

これは、さきに開催されました第1回動物愛護管理審議会席上で配付いたしました東京都動物愛護管理推進計画に基づく施策の実施状況を具体的事業ごとに再度整理したものでございます。現行計画に掲げられた四つの施策の展開の方向に盛り込まれた、計15の重点施策ごとに具体的事業を示しまして、それぞれ平成26年度から現在までの実施内容を記載しております。あわせて、第1回動物愛護管理審議会委員の皆様から頂戴した御意見等を該当箇所に載せております。これにつきましては、勝手ながら事務局で要約したものでございますので、多少、ニュアンスが異なるものがあるかもしれませんが、御容赦ください。

では、初めに1枚目、施策展開の方向1、動物の適正飼養の啓発と徹底の重要施策、施策1、適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化、(1)動物の適正飼養に関する普及啓発の欄を御覧ください。

安易な動物飼養の防止の普及啓発や飼い主責任の徹底を目的としまして、去る9月15日及び22日に上野恩賜公園等で開催された動物愛護週間中央行事を初めとしまして、譲渡事業PRイベントを行っているところでございます。また、今年度は、動物取扱業者を通じた都民向け啓発パンフレット等の配布を予定しております。

次に、(2)都民に身近な情報の提供を御覧ください。

こちらは、区市町村の行政担当者が都民からの適正飼養に関する相談に適切に対応できるよう、相談窓口機能の充実を図ること等を目的としまして、動物愛護相談センターにおきまして、区市町村狂犬病予防・動物愛護管理担当者対象研修会を実施しているところでございます。また、普及啓発活動の機会拡大の一環としまして、平成30年1月にインターネット都政モニター「東京都におけるペットの飼育」実施結果を公表しているところでございます。

次に、施策2、犬の適正飼養の徹底、(1)登録・狂犬病予防注射接種率の向上を御覧ください。

飼い主の義務である犬の登録・狂犬病予防注射の接種が確実に行われるよう、動物病院等での登録・注射済票交付代行等の促進に取り組んでおりまして、現在、17区19

市町村で実施されております。また、都庁1階エントランスにおきまして、都庁にお越しになった方々を対象としました狂犬病予防法の普及啓発に係るパネル展示などを実施しております。

次に、(2) 犬による事故の未然防止、ルール遵守の普及啓発を御覧ください。

こちらにつきましては、犬によるこう傷事故防止を目的としまして、パンフレットの配布ですとか小学校低学年を対象とした動物教室における啓発を実施しております。また、公園等で問題となっているノーリードなど、ルール違反行為の周知徹底に関連した建設局等との情報交換を行っているところです。

次に、施策3、地域の飼い主のいない猫対策の拡充、(1) 猫の飼養3原則の一層の普及啓発を御覧ください。

猫の飼養3原則である室内飼育の推奨、不妊去勢手術の実施、個体標識の装着の徹底を図るため、パンフレット「猫の飼い方」の内容改定及び配布を行っております。

次に、(2) 飼い主のいない猫対策の一層の推進を御覧ください。

飼い主のいない猫対策は、子猫の引取り数減少に貢献しており、致死処分減少にもつながっております。飼い主のいない猫対策の普及啓発や地域における飼い主のいない猫対策の推進等を図るため、区市町村に対する財政的支援として、平成19年度から医療保健政策区市町村包括補助事業を実施しているところです。あわせて、表右側にも記載のとおり、こちらにつきましては、審議会委員の方から区市町村によって対応にばらつきがあり、地域間格差があるとの御意見を頂戴しているところです。

続きまして、施策4、多頭飼育に起因する問題への対応を御覧ください。

(1) 多頭飼育問題に対応するための連携体制の構築として、区市町村への多頭飼育問題対策に係る財政支援を初めとした取組を行っております。

続く(2) 多頭飼育問題への対応力の向上として、区市町村による取組の推進を支援するため、平成29年度から都と区市町村担当で構成する動物行政委員会において、多頭飼育問題に関する情報交換、対策検討を進めております。

次に、施策5、動物の遺棄・虐待防止に関する対策を御覧ください。

こちら(1) 動物の遺棄・虐待への対応としまして、動物の遺棄・虐待事例に対応する職員の資質向上を目的としまして、外部研修等の受講を行っております。また、遺棄・虐待防止ポスターの作成・配布や新宿西口に設置された大型デジタルサイネージを用いた啓発を実施しております。

次に、施策6、適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成を御覧ください。

(1) 区市町村と動物愛護推進員等との連携推進として、動物愛護推進員の人材情報の共有を目的として、動物愛護推進員の活動分野情報や連絡用名簿を提供しております。

続く(2) 動物愛護推進員研修の充実と普及啓発としまして、現在、300名を超える動物愛護推進員の方々を対象とした研修会や活動分野別連絡会を開催しております。

次に、施策7、小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援を御覧ください。

こちら（1）子供の発達段階に応じた普及啓発としまして、平成27年度から動物愛護相談センターにおいて、夏休み動物セミナーを開催し、来所した親子連れに対する啓発を行っております。

続く（2）動物愛護推進員との連携による教育現場での普及啓発の拡大としまして、犬との接し方や犬によるこう傷事故防止等を啓発するため、小学校低学年を対象とした動物教室を開催しております。今年度から民間業者に委託しまして、動物を使わないプログラムを用いて、60回に規模を拡大して実施しているところです。

次のページにお移りいただき、施策展開の方向2、事業者等による動物の適正な取扱いの推進、施策8、動物取扱業の監視強化を御覧ください。

（1）動物取扱業に関する規制の周知として、動物愛護管理法の改正による新たな規制について、事業者への直接通知や動物取扱責任者研修等の機会を通じた事業者等への周知を行っております。

続く（2）第一種動物取扱業者へ監視強化としまして、動物取扱業の事業者評価制度による効果的・効率的な監視や自主管理点検票の作成・配布等を行っております。あわせて、動物の飼養施設を設けて、非営利で動物を取り扱う者が対象となる第二種動物取扱業者の監視指導を行っているところです。

次に、施策9、動物取扱業への指導事項の拡大への対応を御覧ください。

（1）業態に応じた監視指導の実施としまして、ペットショップやトリミングサロンなど、業の種別や業態に応じた遵守規定の履行状況につきまして、監視指導を徹底しております。また、動物取扱責任者が年1回受講している動物取扱責任者研修の内容充実や動物関係専門学校へ講習会開催を案内しております。この施策に関連しまして、表右側に記載のとおり、審議会委員から積極的に告発を行うなど、強い取組が必要などの御意見をいただいているところです。

次に、施策10、特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底を御覧ください。

この施策につきましては、特定動物の飼い主等の社会的責任の徹底ですとか、特定動物の監視指導体制の強化として、ワニなどの危険な動物を飼っている特定動物飼養許可施設の監視ですとか、文書による飼養状況調査などを実施しております。

次に、施策11、産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応を御覧ください。

畜舎につきましては、家畜伝染病予防法を所管する東京都産業労働局の家畜保健衛生所による立入りに合わせた監視等を行っております。実験動物施設につきましては、ガイドラインの周知など、実験動物が適正に取り扱われるよう、啓発を行っているところです。

次のページにお移りいただきまして、施策展開の方向3、動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進、施策12、譲渡拡大のための仕組みづくりを御覧ください。

(1) 多様な連携による譲渡拡大としまして、譲渡に取り組む登録譲渡団体との連携拡大や支援を目的としまして、登録譲渡団体研修会の開催、離乳前子猫を育成・譲渡するミルクボランティア制度、負傷動物の譲渡に協力する登録譲渡団体に対する保護用具などの物質等の支援を開始しております。

(2) 譲渡制度の普及啓発としまして、犬・猫専門誌等への譲渡事業の広告掲載、譲渡事業PRイベントの開催を初めとした動物譲渡促進月間への取組、ポスターやパンフレットの作成・配布等を行っているところです。あわせて、この施策につきましては、委員の皆様のご関心も高く、譲渡に取り組むボランティアの負担が大きいため、補助が必要かどうか、センターで動物を馴化するための永続的に勤務できる専門員を配置してほしいなどといった多くの御意見を頂戴しております。

次に、施策13、取扱動物の適正な飼養管理の確保を御覧ください。

(1) 取扱動物の健康安全面を一層考慮した飼養管理の推進としまして、世田谷区にある動物愛護相談センター本所の医務室や飼養施設の改修などを行っております。また、中長期にわたる飼養管理方法の改善の一環としまして、日常的な飼養管理、寄生虫やウイルス検査を実施しているところです。さらに、この施策につきましても、審議会委員の皆様から譲渡が難しい犬・猫が長期間いることになるので、犬・猫にとっても、その世話を行う人にとってもよい環境構造が必要。多頭崩壊で多数収容することもあり、個別管理では収容できないこともある。フレキシブルに対応できるセンターが必要などといった多くの貴重な御意見を頂戴しております。

最後、次のページにお移りいただきまして、施策展開の方向4、災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応。施策14、動物由来感染症への対応強化を御覧ください。この施策に関する具体的内容としましては、狂犬病発生時対応マニュアルに基づく訓練の実施、動物愛護相談センターにおける動物由来感染症調査、動物病院における動物由来感染症、モニタリング事業などを実施しているところです。この施策につきましては、審議会委員の方から、第二種動物取扱業に対する調査も必要などといった御意見を頂戴しております。

次に、施策15、災害時の動物救護体制の充実を御覧ください。

この施策に関する具体的内容としましては、去る9月2日(日曜日)、中央区の浜町公園で開催された東京都中央区・港区合同総合防災訓練への参加を初め、包括補助事業を用いた区市町村災害時動物救援事業への財政支援や避難所管理運営の指針の改定等を行っております。

最後に、表右側、最下段に記載のとおり、審議会委員の方から民間でできる業務は民間に任せ、行政は行政にしかできない業務に注力していくべきとの施策全般にかかわる御意見を頂戴しております。

甚だ駆け足で申し訳ございませんが、資料1の説明は以上でございます。

○林委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明、施策1から15の進捗状況について、これは御承知のところも多いと思いますが、何か御質問、御意見があれば、お受けしたいと思います。いかがですか。

今日の御審議、特にいただきたいのは、この次のところで、見直しの中間見直し(案)のイメージ、さらには中間見直し、施策の方向性といったところになるのですが、ここでこの第1番目の進捗状況について、御質問・御意見いかがでしょうか。

○友森委員 この小中学校等での教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動なんですけれども、現在、動物教室は小学校の2年生を対象に行われていると思うんですが、それ以外の学年に対して、何か現行で夏休みの動物セミナー以外にやられていることはありますか。

○林委員長 いかがでしょうか。

○金谷動物愛護相談センター所長 御質問ありがとうございます。

夏休みのセミナー以外ということですよ。それ以外に関しては、適宜、学校等でまとめて見学に来られる、又はいろんな専門学校の方、それ以外に近隣の中学校向けの職業講話のようなところに講師を派遣して、私どもの仕事について、御説明をする機会がございます。そのほかにも、適宜、さまざま

な見学会で受け入れ等をしております。

○永淵動物愛護相談センター多摩支所長 動物愛護相談センター多摩支所の永淵です。

そのほかに、来所型という形で、いわゆる施設を見たいとか、今、東京都がどういふふうな施策をしているのかというので、定期的に月1回ないし2回ぐらい日にちを決めて、見学をしたいとか説明を聞きたいという方の受け入れ、どうしても日にちが合わない場合につきましては、こちらのほうと、先方のほうの日程を合わせて、来所してもらって、事業の説明、施設の見学をしてもらっているのはやっています。ただ、それは個人個人の話なので、まとめてというのは、申し入れがあれば、小学校の3年生とか4年生とかでも日程等を調整して受け入れるということはありません。

○林委員長 よろしいですか。

○友森委員 はい。

○林委員長 ほかに何かございませんか。

○田中委員 3ページのところで、「動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進」の中の譲渡制度の普及啓発のところ、第1回審議会における委員からの意見等というところで、譲渡に取り組むボランティアの負担が大きいので、補助が必要ということで、御意見が出ているかと思うんですけれども、今のところ、どういったものかを考えていらっしゃるのか、教えていただけたらと思うんですが。

○田島動物愛護管理専門課長 現状としましては、先ほど申しあげましたように、負傷動物に対して保護用具の提供等という形で行っております。頂戴した御意見を施策に反映

できるかどうかにつきましては、今後検討していきたいと存じます。

○林委員長 よろしいでしょうか。

よろしければ、次に移りたいと思います。

議題の中の重要な部分ですが、二つございます。一つは、お手元の資料、お手元といえますか、これは資料2ですね。それから、3について、これは一括して御説明いただいて、後ほど審議は分かれて、一つ一つ丁寧にやってまいります。

それでは、御説明をお願いいたします。

○田島動物愛護管理専門課長 では、初めに、資料2、動物愛護管理推進計画中間見直し(案)のイメージを御覧ください。

この資料につきましては、紙面中ほど上段の太線囲み、見直し案に記載のとおり、先ほど御説明した現行推進計画の四つの施策の展開の方向にある計15の重点施策が中間見直しの中でどの枠、すなわち施策展開の方向に入るかを示したものです。また、先の審議会でも御説明いたしましたとおり、現在、国において検討されている動物愛護管理法に係る法令ですとか、基本指針等の改正内容の反映につきましては、別途検討することとしております。

この資料に記した矢印でお示したとおり、左側の現行の施策、推進計画をもとに見直しを行いまして、見直された各施策を動物愛護相談センターを中心として推進することにより、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指すという流れになっております。

なお、この資料はあくまで現時点での中間見直し(案)のイメージをお示したものでございますので、あくまでもたたき台としての位置付けにすぎず、今後の委員の皆様のお審議の方向性を制限するものではないことをあらかじめ申し上げておきます。加えて、1、動物の適正飼養の啓発と徹底といった各施策展開の方向の名称ですとか、各現行施策の名称もひとまず現行のものを仮置きしたものでございまして、今後の御審議の過程で変更可能なことをお伝えしておきます。

では、これから資料の内容について、御説明いたします。

資料中ほどの二つの矢印でお示したとおり、現行の四つの施策展開の方向のうち、動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進につきましては、3番目から2番目へと掲載の順番を上げております。この理由といたしましては、御案内のとおり、都では平成28年12月に策定しました「都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～」におきまして、飼い主が責任を持って動物を終生にわたり飼養し、動物の生命の尊厳を大切にする社会を実現するため、2019年度に殺処分数ゼロを目標に掲げているところです。

致死処分数を減少させるためには、入り口対策となる引取・収容頭数を減らす取組と出口対策となる動物譲渡の取組の二つの取組を円滑に進めていく必要がございます。そのためには、地域の飼い主のいない猫対策の定着、動物譲渡拡大のための仕組みづくり

及び動物愛護相談センターにおける取扱動物の適正な飼養管理の確保などが重要となっております。したがって、動物致死処分数の更なる減少を目指した取組を強力に押し進めていくことを目的とし、推進計画中間見直しに記載する順番を一つ繰り上げ、その重要性をより強調したものです。

あわせて、現行計画では、1、動物の適正飼養の啓発と徹底の3番目にあった施策3、地域の飼い主のいない猫対策の拡充は、動物致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進の大きな柱となるものであることから、中間見直し案では、2、動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進に組み替えているところです。

続きまして、資料3にお移りいただきまして、動物愛護管理推進計画中間見直し施策の方向性（案）について、個別に御説明いたします。

初めに、1、動物の適正飼養の啓発と徹底を御覧ください。

先ほども御説明しましたとおり、現行の七つの施策のうち、地域における飼い主のいない猫対策に関する拡充の部分につきましては、動物の致死処分数の更なる減少へ組み替えております。

資料右上の現状の欄を御覧ください。

現状としましては、先ほど資料1の進捗状況で御説明したとおり、動物の愛護や適正飼養については、さまざまなイベントや講習会等を通じて広く普及啓発を実施しております。動物教室は、平成30年度から民間に委託し、規模も60回に拡大して実施しております。

一方、参考資料5としてお示ししたとおり、都内における動物に関する苦情件数は、依然、年間1万件前後で推移しております。また、平成29年度に実施した第4回インターネット都政モニター「東京におけるペットの飼育」アンケート結果によりますと、ふん尿の不始末、悪臭及び鳴き声など、他人の飼っているペットについて、何らかの迷惑を感じたことがある人は回答者の約7割に及びました。都内においても、犬・猫の多頭飼育崩壊事例が発生しており、また、参考資料2で明らかなどおり、動物愛護相談センターにおける飼い主からの犬・猫引取頭数は、多頭飼育を理由としたものが最も多くなっております。

参考資料3でお示ししてございます警察庁からの公表統計によりますと、全国の動物虐待事犯の検挙事件数は年々増加傾向を示しております。

また、参考資料5の下段、犬によるこう傷事故件数の推移のとおり、こう傷事故は年間300件以上で推移しており、減少傾向は見られません。

続きまして、資料右下の課題の欄を御覧ください。

ただいま御説明した現状から抽出された五つの課題を載せております。初めに、適正飼養・終生飼養のさらなる徹底につきましては、地域において、動物にかかわる苦情やこう傷事故のトラブルをなくし、動物の存在が地域の人々にとって受容される社会としていくためには、普及啓発に係る飼い主の働きかけの機会を拡大していく必要がございます。

ます。

次の多頭飼育問題の対策としましては、多頭飼育問題は、住民に身近な区市町村が主体となって対応しております。しかし、飼い主に対する指導や解決が容易でない事例もあり、区市町村においては、さまざまな行政担当部署と連携し、迅速に対応するための方法の確立が求められております。

三つ目の動物の遺棄・虐待への対応としましては、虐待に該当するかどうかについては、行為の目的、手段、苦痛の程度を総合し、社会通念により判断することとされております。このため、動物愛護相談センターの動物監視員が個別の動物虐待事例を科学的・客観的に評価するための能力向上が必要となっております。

次の人材育成としましては、動物の適正飼養を広く浸透させていくためには、動物愛護推進やボランティアなど、地域において指導的役割を果たすことのできる人材の養成等が欠かせません。

最後の子供向けの啓発の充実としましては、体の小さい子供が犬によるこう傷事故に遭うと、重篤な被害を受けるおそれもあることから、犬によるこう傷事故の防止は重大な課題となっております。

続きまして、資料右下の施策の方向案を御覧ください。

こちら凡例にございますとおり、黒丸のついた項目は今後の国の動きにかかわるものを表しております。今、述べた各課題を踏まえ、主な施策の方向性を案として示しております。

初めに、適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化としましては、飼い主に対する普及啓発の機会を広げるため、飼い主等とのタッチポイントであるペットショップ等で直接来店者へパンフレットを配布してもらうなど、普及啓発を行う場を一層拡大してまいります。また、現在検討されている犬・猫の所有明示の措置であるマイクロチップ装着についても、国の動向に沿って普及啓発をしていくこととしております。

次の多頭飼育に起因する問題への対応としましては、飼い主の生活支援等を行っている地域の福祉保健等の関係機関と連携して対応することが事態の改善に効果的な場合もあることから、区市町村や福祉関連部署などとの連携を強化していきます。

続く、動物の遺棄・虐待防止に関する対策としましては、引き続き外部で開催される関連研修の受講により、センター職員の能力を高めるとともに、捜査権を有する警視庁や法医学に係る有識者を有する獣医系大学等と連携し、対応を強化してまいります。

続く、適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成としましては、動物愛護推進員や行政の担当者等に必要地域習得やスキルアップのため、動物愛護相談センターで開催する実務研修等の充実を図ってまいります。この際、獣医系大学と連携し、より専門的な内容の研修を企画するなど、人材育成機能の強化を進めてまいります。

最後の小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援としましては、動物教室の内容を充実し、視聴覚教材の開発等によって、より広範に動物に関する学習

支援を展開してまいります。

次のページにお移りいただきまして、2、動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進を御覧ください。

先ほど御説明いたしましたとおり、現行の施策の中に地域の飼い主のいない猫対策の拡充が組み込まれております。

資料右上の現状の欄を御覧ください。

動物の致死処分数を減少させるため、引取・収容頭数を減らす取組と動物愛護の取組の両方を推進し、致死処分数は大きく減少しているところです。飼い主のいない猫対策は、今年度、40の区市町村で取り込まれる予定です。しかし、対策を実施している区市町村であっても、子猫の引取数が減少しない自治体も存在しております。また、負傷動物の譲渡に協力する登録譲渡団体への保護用具などの必要物資支援や離乳前の子猫の育成・譲渡するミルクボランティアなどへの取組も実施しているところでございます。

動物愛護相談センターは、保護・収容した動物の飼養管理等担っております。参考資料10にお示ししたとおり、センターのうち、世田谷区にある本所業務棟は築40年以上、日野市にある多摩支所及び大田区にある城南島出張所はそれぞれ築30年以上経過しております。このため、動物の適正な飼養環境の確保は、部分的な改修等により対応しているところですが、限界があるのが現状です。また、長期間放浪していた犬など、十分に人馴れしていない動物は新たな飼い主に危害を及ぼすおそれが懸念されることから、譲渡が進まない傾向にあります。

続きまして、資料左下の課題の欄を御覧ください。ただいま御説明した現状から抽出された三つの課題を載せております。

初めに、飼い主のいない猫対策は、都の子猫の引取数減少に貢献しており、致死処分数の減少にもつながっております。これまでも区市町村、地域住民及び動物愛護関係団体等が連携して取組が進められてきましたが、今後とも自治体の取組支援を一層充実させる必要がございます。

次に、高齢動物等を含む動物譲渡の促進につきましては、高齢の動物や負傷動物等を譲り受けた飼い主に対しまして、飼い方の注意点など、動物の飼養継続等に役立つ情報の提供を初めとした支援の拡充を図ることが求められております。

最後に、譲渡に適した状態で動物を飼養管理するための環境整備・機能向上としましては、動物愛護相談センターにおける動物診療や動物の運動及び感染症対策等の飼養環境の整備や動物のしつけに係るセンター職員の能力向上も課題となっております。

続きまして、資料右下の施策の方向性（案）を御覧ください。

初めに、地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及としましては、今年度、改定・配布する「飼い主のいない猫との共生を目指すガイドブック 問題解決のABC」を活用しまして、地域の取組を推進してまいります。また、飼い主のいない猫対策緊急促進事業の実施により、子猫の引取数を大幅に減少させた自治体もあることから、この自治体

の取組の成果を報告会等を通じまして、他の区市町村へ普及させてまいります。

譲渡拡大のための仕組みづくりとしましては、譲渡活動に取り組む登録譲渡団体と動物愛護に取り組む学生サークル等との交流機会の提供等による連携の拡大を図ってまいります。また、専門知識や豊富な経験等を有する獣医師会や獣医系大学等と連携しまして、高齢動物や負傷動物の飼い方に関する知識を飼い主に広げてまいります。

続く、譲渡活動を広報するPRイベントの更なる充実としましては、東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」による情報発信の拡大を行ってまいります。

最後の取扱動物の適正な飼養管理の確保としましては、動物愛護相談センターにおいて、動物福祉を考慮した動物の環境整備や飼養管理を図ることや、センター職員の動物馴化能力等の向上を進めてまいります。

続きまして、次のページに移りまして、3、事業者等による動物の適正な取扱いの推進を御覧ください。

こちら、初めに資料右上の現状の欄を御覧ください。

参考資料1-1及び1-2でお示したとおり、第一種動物取扱業の件数は、平成29年度4,715件と年々増加しておりまして、販売業は減少傾向にあるものの、ペットサロン等、業態の多様化も進んでおります。このことに伴いまして、特に苦情等に対応した監視件数の増加が目立っております。

また、参考資料1-3でお示したとおり、平成29年度実績としては、ワニなどの動物が飼育されている108の特定動物飼養許可施設等に対しまして、184件の監視指導を実施したところです。

現状、産業動物や実験動物の取扱いにつきましては、畜舎の監視や特定動物飼養許可施設の監視の際等に合わせて実施しております。また、動物実験施設におきましては、環境省告示「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」により、自主管理を行うほか、外部認証制度により、適正な飼養管理について、客観的に評価を受けることも可能となっております。

続きまして、資料右下の課題の欄を御覧ください。

初めに、増加・多様化傾向にある動物取扱業者に対する効果的・効率的な監視指導については、事業者に対する監視指導は、監視対象の増加と動物愛護管理法の改正による規制の強化に伴い、これまで以上に効率的な実施体制の整備が必要となっております。

また、不適切な飼養・保管を行う事業者に対しましては、迅速に対応し、重点的・継続的な監視指導を行える体制も求められております。

次に、特定動物に対する飼養許可・監視指導につきましては、特定動物は多種の野生動物が対象となっております。その生態の特性、取扱い、施設基準等に関しまして、種に応じた対応が多岐にわたっております。そうした動物の指導管理について、的確に監視指導を実施していくため、体制の強化が必要となっております。

最後に、産業動物及び実験動物の適正な取扱いにつきましては、今後とも許可施設で

ある畜舎等の監視の際に、区市、保健所とも連携し、環境衛生の保全を含む動物の取扱いや施設の管理についての指導を行うことが求められます。実験動物については、国が定期的に行う実験動物施設の実態把握の結果等を実験動物関係団体と共有し、引き続き実験動物関係者の意識向上と一層の飼養管理の徹底を促していく必要があります。

続きまして、資料右下の施策の方向性（案）を御覧ください。

初めに、動物取扱業の監視強化につきましては、タブレット型情報端末などのICTを活用した効果的かつ効率的な監視指導の方法を検討してまいります。あわせて、自主点検記録票等のツールを活用した取組をより一層普及させること等によりまして、事業者の自主的な取組への支援を強化するとともに、事業者の評価に応じた監視方法を検討するなど、多様化する事業者に対応してまいります。

次に、動物取扱業の指導事項等の拡大への対応につきましては、現在、国において検討されている動物の販売等における日齢規制や飼養管理の基準等や法令改正の事項について、事業者への周知徹底を図ってまいります。

続く特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底につきましては、特定動物の飼養管理について、的確に監視指導を実施していくため、センター職員等への専門研修の実施など、対応能力の向上を図ってまいります。

最後に、産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応につきましては、引き続き家畜の管理者等に対して、庁内関係部と連携して、産業動物の飼養管理の保管に関する基準や快適性に配慮した家畜の飼養管理指針等を周知してまいります。また、実験動物につきましては、実験動物関係者の意識向上と一層の適正管理の徹底を促すため、国や実験動物関係団体と連携した対応について、更なる検討を進めてまいります。

次のページにお移りいただきまして、4、災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応を御覧ください。

初めに、現状の欄を御覧ください。

都民の安全確保の観点から狂犬病発生時は、特に迅速な対応が求められるため、毎年行われる訓練を通じて、現地に速やかに赴き、捕獲・収容等の措置が実施できるよう体制を整えているところです。

また、参考資料14でお示ししたとおり、ペットから感染する動物由来感染症は、国内各地で発生しております。

東京都では、去る平成24年、地域防災計画にペットの同行避難を明記するとともに、区市町村の防災計画の作成支援や避難所管理運営指針の改定を行っております。しかしながら、参考資料1にお示ししたとおり、平成29年度に実施された東京都における犬及び猫の飼育実態調査によりますと、災害発生時の備えを特にしていない飼い主は45%以上にも上っております。

続きまして、資料左下の課題の欄を御覧ください。

初めに、動物由来感染症への対応としましては、1957年、昭和32年以降、国内

で発生していない狂犬病について、発生時対応の実効性の検証が挙げられております。また、ペット等から感染する動物由来感染症につきましては、重篤な感染症ばかりでなく、その他の健康被害の原因となる感染症の実態把握や飼い主等への予防知識の普及が必要となっております。

次の災害時対策につきましては、ほとんどの区市町村では地域防災計画に災害時動物対策が盛り込まれておりますが、物資の備蓄など、災害時体制の実効性の向上が課題となっております。加えて、自助を基本とした必要物資の備蓄など、飼い主に対する災害対策の必要性の理解浸透も課題として挙げられております。

続きまして、資料右下の施策の方向性（案）を御覧ください。

初めに、動物由来感染症への対応強化としまして、狂犬病発生国から輸入されるコンテナ内の迷入動物など、都内に侵入するリスクを想定した訓練実施等により、体制の実効性を検証するとともに、庁内の関係機関との連携体制を強化してまいります。あわせて、獣医師会や獣医系大学など、動物由来感染症に関する知見が豊富な関係者と連携し、動物由来感染症の調査研究の充実や飼い主に対する普及啓発を推進してまいります。

次に、災害時の動物救護体制の充実につきましては、災害時の体制をより実効あるものにするため、ボランティアの受け入れ、支援活動のための区市町村の体制整備や広域調整の仕組みづくりといった災害時ボランティアとの協働の拡大を図ってまいります。また、飼い主等と接する機会が多い動物取扱業者と連携し、飼い主への災害対策に係る啓発を強化してまいります。

最後に、獣医師会、獣医系大学等と連携した災害対策の推進につきましては、公益社団法人東京都獣医師会とは、去る平成23年3月に災害時における動物愛護の救護活動に関する協定を締結しているところです。今後、動物関係の公益法人や獣医系大学とも協定を締結するとともに、合同防災訓練の実施をはじめ、被災動物一時預かりや必要物資の供給体制も検討してまいります。

以上、駆け足ではございますが、資料2及び資料3の説明を終わります。

○林委員長 ありがとうございます。

それでは、これから5回に分けて、質疑応答のほうを進めてまいります。

まず最初に、1回目は、資料2に基づいて御説明のありました、中間見直し（案）のイメージについて、これは一括して質疑応答を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。資料2の中間見直し（案）のイメージですが、何しろたくさん資料がありますから、迷われるかもしれませんが。

これは2番目の動物取扱業等、現行は2番に入っていますが、これを3番に、致死処分減少については、これを一つ上に上げて2番にということが、このイメージ。ただ、先ほども御説明がありましたように、ここはあくまで議論のたたき台を提供いただいているわけで、これでやるという意味ではなくて、委員の皆様の御意見をお聞きした上で、またこれは変わり得るものであるということです。

これはイメージですから、気軽に御質問いただいて、御意見いただいていいと思うのです。次の資料3については、4回に分けて一つ一つ進めてまいりたいと思いますが、とりあえず、この資料2の中間見直し（案）のイメージ、こういう感じで進めていくということについて、何か御意見、御質問があれば。

どうぞ、工藤委員。

○工藤委員 工藤でございます。飼い主のいない猫対策という言葉で、この言葉、とても私もいいと思うのですが、どうして地域猫対策という言葉じゃないのかなど。環境省も、基本指針の中でも地域猫対策という言葉に変えていますけれども、チラシなんかは地域猫対策となっていますか。飼い主のいない猫対策ですよ。どうしてなのかなどいうのを、お聞きしたいと思います。

○田島動物愛護管理専門課長 こちらにつきましては、過去の審議会のときに諮問答申していただいた内容が飼い主のいない猫対策という名称でございまして、それをずっと今まで踏襲しているというのが現状です。確かに、環境省を含め、地域猫というのが一般化しておりますが、東京都については、当時命名した名称をそのまま継続して使っているという流れになって、事実上同じということなのですから、名称はそのまま使っているというのが現状でございます。

○工藤委員 ボランティアさんとか、チラシとか、地域猫という言葉でやっていて、さらに言えば、対策と活動と二つに分かれているのです。私は対策を最初に使っていました。20年前です。それが、いつの間にか活動になって、また対策に戻したわけですね。ちょっと御説明する場合の言葉というのは非常に重要で、環境省ではこの言葉、東京都ではこの言葉、港区では、例えば新宿区ではこの言葉という、混乱してしまうので、地域猫対策としていただいたほうが、言葉も短いので、私個人としては、やりやすいとは思っております。

○田島動物愛護管理専門課長 非常に貴重な御意見、ありがとうございます。前向きに検討していきたいと存じます。

○林委員長 ほか、よろしいですか。

どうぞ、栗原委員。

○栗原委員 すみません、豊島区の池袋保健所の栗原です。よろしく申し上げます。

現行と見直し（案）ということで矢印をしていただいているのですが、1番目が適正飼養というところなのですが、2019年に殺処分ゼロを1番に掲げるのであれば、これを1番にしてもいいのかなどという単純な発想なのですが、いかがなのでしょう。

○田島動物愛護管理専門課長 こちらにつきましても、御意見として頂戴しまして、今後検討を進めていきたいと存じます。

○林委員長 打越委員。

○打越委員 今の御意見に、むしろ反対の意見を出させていただきたいのですが、殺処分

ゼロを冒頭に持ってくることは、私は反対でありまして、やっぱり致死処分数の数の問題をスローガンにはしてはならない。一番大事なのは、長い目で見て適正飼養を進めていくこと、また、多頭飼育や虐待をなくしていくこと、それこそが先進的な東京都の使命だと思うので、数の問題を冒頭にという意見に私は反対いたします。

○林委員長 ほかにございますか。この中間見直し（案）のイメージについてですね。

もしなければ、これから4回に分けて、次の施策の方向性、中間見直しの施策の方向性で、4回に分けます。資料3の1枚目は、動物の適正飼養の啓発と徹底について。今、打越委員が指摘されたところですが、この動物の適正飼養と啓発の徹底について、これについていかがでしょう、皆さん、できる限り御意見いただければと思うんですが。

○打越委員 後々の3番目や4番目のところにもかかわるのですけれども、まず、大前提として、右下の施策の方向性のところで、動物の遺棄・虐待防止と適正飼養の普及啓発に関して、「獣医学系大学と連携し」というふうに書いてあります。もちろん、「等」、などというが入っているのですけれども、林先生や町屋先生がいらっしゃる前で大変僭越ではあるのですけれども、獣医学の専門知識や動物行動学の専門知識というのは、動物そのものを大切に飼うという上では最大の重要な知識だと思うんですが、こうした社会問題を考えるときには、どんなに獣医学の知識があっても、動物行動学の知識があっても、むしろ社会の関係者や関係行政機関を動かしていくという力においては本来の専門的な分野ではないと思うんですね。ましてや、虐待や遺棄、それから人材育成という話になったら、獣医学系大学との連携、そこを真っ先に書くのではなくて、やはり人文社会科学、自然科学、あらゆる意味で多様な専門知識を動員するという姿勢を持つべきではないかというふうに考えています。実は、獣医学や獣医師会の話が出てくるのは、この資料3の中では5回ありまして、後ほど出てくる動物由来感染症や高齢動物の飼育方法は、これこそ獣医学、動物行動学の専門だと思うんですね。だけど、この多頭飼育、虐待、適正飼養の人材育成、そして災害対策は、むしろ獣医という単語を消して、多様な専門分野から貪欲に学ぶという書きぶりにしたほうがよいのではないかと思います。

これに関連して、多頭飼育の問題、一言触れたいのですが、ほかの方からも御意見があるかもしれないので、一旦マイクを置いたほうがいいでしょうか。

○林委員長 どうぞ、そのまま続けてください。

○打越委員 多頭飼育の、あるいは虐待の問題に関してなんですけれども、これも、実は誰がどう見ても獣医師系の職員であれば、これはもう虐待、ネグレクトと言えるのではないかというふうに腹の中では思っている、結局、警察や福祉などの関係行政機関を動かさないために、それらの交渉力がない、あるいは組織的に弱いために、何となく見て見ぬふり、あるいは先送りする行政組織というのは非常に多くて、そうなったときに、数値基準がないからといって環境省のせいにして言い逃れするのが全国の行政組織の今までの姿勢だったと思うんですね。やっぱり、事務職とか関係部局とか、警察を動かすというのが何より多頭飼育問題や遺棄に関しては、その能力のほうがむしろ職員に今は

問われていると思うのです。そういう意味で、参考資料の2がありますけれども、多頭飼育が都内で問題となった事例、これはテレビでも報道された非常に有名な事例ですけれども、多頭飼育の中でも周辺に非常に危険性が及ぶ河川敷で不法占拠して犬を大量に飼っている、飼い主自身も、非常に攻撃的な性格を持って、近隣の住民や散歩をする人にとって危険という状態だったと思います。ただ、多頭飼育のパターンというのは、むしろ狭い家の中で大量に保護意識だけで囲い込んでしまって、結局生き地獄のような状態になっているパターンとか、あるいは、むしろ、ふん尿の臭いがすさまじいと、近隣から、うじ虫であるとか、ハエが大変だというパターンもありますので、やっぱり多頭飼育の類型も、ちゃんと理解するというか議論する必要があると。動物愛護管理法25条の周辺環境の保全という観点から問題だというパターンもあれば、今回、名古屋市の多頭飼育は、44条で告発される形になって、要は動物の死骸もあったということで虐待罪であるとして愛知県警が表に出しています。ですので、25条でいくのか44条でいくのかという判断も、まず必要になると思います。また、実は飼い主自身、数が増えてしまって困っている。困っている理由は経済的理由であったり、何となくどうしたらいいかわからなかったりとか、精神性疾患などを抱えていて途方に暮れているタイプの飼い主なのか、むしろ、非常に攻撃的で危険な人物であって、警察に出てきてもらわなきゃいけないのか、要は福祉部局との連携で飼い主をサポートするベクトルでいくべきなのか、警察とともに毅然とした対応でいくべきなのか、そこも見分けていかなきゃいけないだろうと思っています。

ですので、この施策の方向性に、どこまで書き込むかですけれども、職員の能力を高めて獣医学系と連携するという話ではなくて、むしろ、これは気の毒な、動物にとってかわいそうな事例というのは、皆さん大学で獣医学をやってきた方でわかってらっしゃるでしょうから、どう解決に向けて結びつけていくのか、法解釈や事案の分析のほうに力を入れて、私は書くべきではないかと思っております。

長くなりました。以上です。

○林委員長 ありがとうございます。

今の打越委員の獣医系大学のあたりは、私も全く同じ意見を持っています、適正飼養というのは、これはある意味では教育的な配慮なのですね。それを考えると、例えば人間の世界で言えば、教育学部とか文学部とか、いろいろ文系の学部が、私はヒトと動物の関係学会というのをつくりまして、今も続いているんですが、そこで発表する人は、かなり文系の方が多いと思います。そういうことを考えると、特に適正飼養の普及啓発なんかに関しては、もっと、獣医学の知識を持っている方も、もちろん含みますけれども、そっちに広げるというのが非常に重要ではないかなという感じはしています。

どうぞ皆さん、この資料3の1枚目について、忌憚のない御意見をお願いします。

○町屋委員 日本動物福祉協会の町屋です。よろしくお願いします。

先ほど打越先生のおっしゃった獣医学系大学との連携について、ほとんど賛成なので

す。というのも、動物愛護推進員等の人材育成のところで、なぜ獣医学系大学が、ここでメインとして出てくるのかというような疑問は確かに私も持ちました。しかし、動物虐待のところに関しては、やはり獣医学系大学の、それも獣医だったら誰でもいいわけではなくて、そういった専門の知識のある先生じゃなければ、やはり判定ってなかなかできない問題でもあります。例えばなんですけれども、今夏、日本獣医生命科学大学のほうで法獣医学グループというものが設立されまして、そこで警察を含めた行政からの依頼、相談というのは全て受けるとなっています。また、実際問題として、獣医師のいない区と獣医師のいる区では、虐待の相談があったときの取扱いに物すごい差があります。ですので、こういった獣医師のいない区のサポートというのも、都でしっかりと考えていってほしいなと思います。やはり、手に余る問題というのは、実際問題、出てきているかなと思います。

あと、そのほか、多頭飼育に起因する問題への対応のところで、福祉関連部局との連携強化というところ、書いてありますけれども、そのほか、やはり、ここも警察との連携強化は書いたほうがいいと思います。というのも、多頭飼育崩壊者の一部には、やはり精神障害を持ったアニマルホーダーと呼ばれている方がいらっしゃいますので、そういった方は非常に攻撃的に転じることがあります。そういったときに、やはり対応した行政の職員の身の安全ということを考えたら、やはり一緒に行くことを前提とした平時からの連携というのを構築していったほうがいいのではないかなというところもありますし、立入りをしなければいけない。だけれども、一般のところでは、一般家庭には立入りの権限は行政の職員ありませんので、そういったときにも、やはり警察の力というのが大きいのかなと考えています。

以上です。

○林委員長 はい、ありがとうございました。

おっしゃるとおりですね。ほかに意見はございますか。

○平井委員 東京都獣医師会、平井でございます。まず、おくれて来まして申し訳ございませんでした。

今の虐待と警察の連携というところなんですけれども、今回、獣医師会として学校飼育動物の遺体の検案、それから野生鳥獣の遺体の検案、それと持ち込まれた動物に関する検案というのを、ある程度の、通常の獣医師の知識の範囲内でやっているというところなのです。明らかに、これは人為的に首がカットされているであるとか、そういう動物がいた場合には、学校からも警察に届けていただく、病院からも届けていただくという仕組みはあるのですけれども、その先がどうなっているのかというところは、もうわからないのです。どのように対応されているのか、単に届けたものを受け付けているだけなのか。なので、連携というところは非常に大事だと思うのですけれども、届けた先がどうなっているのかというところもカバーしていかないと、やるべきことはやったとしても、そこで終わってしまうということも懸念されると感じております。

○林委員長 それでは、どうぞ。

○友森委員 2点よろしいですか。

先ほどの多頭飼育の問題なのですけれども、現状では、多頭飼育崩壊と言って、破綻してから介入するケースがほとんどなのですけれども、その半年前、1年前に対策がとれていれば、例えば50頭になる前、20頭だったかもしれない。なので、そういった多頭飼育をしてしまっている家庭の情報を把握しておく必要があると思うんですね、非常に難しいことだと思うのですけれども。他県では10頭以上飼育している場合は届け出をする必要があるとか、そういうところもありますので、東京都の場合、住民が多くて大変だと思うのですけれども、その辺も御検討いただければと思います。

もう1点、今、小中学校の学校飼育動物の話が出たので、都内の教員の方と、あと御父兄から意見をいただいておりますので、お話をさせていただきます。

まず、教員の方からは、学校飼育動物を廃止してほしいという提案をいただいています。その理由は、現在の教員の仕事の時間だと、人員が少ない状態で、とてもじゃないけれども動物のお世話をきちんとできない。それなのに、悲惨な状態で学校に動物がいる。それを子供たちが見てしまっていることで、ウサギはああいうふうに外のウサギ小屋に放つたらかしておいていいのだ、ウサギは臭い、汚い。そのような状況で飼育していることは、かえって教育上よろしくない。なので、ぜひやめてくださいという意見が来ています。同じような内容で、お嬢さんが、まだ小学校低学年のときに飼育小屋のウサギが土に埋まって死んでいたと泣きながら帰ってきたという、お母さんからメールが来ています。自分は動物が好きで、子供にも動物について学んで優しい大人になってほしいのに、学校でそのような悲惨な死に方をしたウサギの遺体を見てしまった。非常にお母様として残念だったということです。なので、このあたりも今まで余り議論されていなかったと思うのですけれども、学校飼育動物を今後続ける必要があるのか、教育のためになっているのか、御検討いただければと思います。

○林委員長 それじゃあ、打越委員、どうぞ。

○打越委員 今の学校飼育動物の議論も、多分、ここで議論するだけではなくて、この健康安全部の職員さんたちに頼むというより、教育委員会に、どれだけ交渉していけるかが問われるので、そういう意味でも、ぜひ文系の研究者の議論を参照して、行政組織内の交渉スキルというものを職員さんに身につけていってほしいと思いました。

今、虐待の話で、平井委員から出てきた獣医師が見つけたときに対応するという話なんですけれども、動物愛護管理法でも第41条の2に、獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体や傷つけられた死体を見つけたときには、都道府県、その他の関係機関に通報するように努めなければならないという条文ができています、前回の法改正で入れ込まれたわけですが、実は、これが眠ったままになっているなど私は思っていて、民間の獣医師だって、飼い方がおかしいとか、これきちんと衛生管理や健康管理してないじゃないかというときには通報しなきゃいけない、努力義務

ですけれども、実際にいろいろな人に話を聞くと、その飼い主に恨まれたら怖い、そういう飼い主のほうに逆に精神的な疾患も抱えていたりするし、それから、あそこの動物病院の先生は口うるさいことを言われると嫌だということで、実は獣医師も、その知識がありながら動いていない実態があると聞きますので、先ほどの町屋先生のお話のとおり、獣医師であっても判断は心の中でできても、その判断を形にする判断というか、動きをするというのが非常に難しいということなので、そこを獣医師会としっかり詰めていく必要があるのではないかと思います。

○林委員長 あと3回論議をしなければなりません。それで、もし特にとということがなければ、次の資料の3ですが、その2枚目には動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進について、これについてできる限り、今日は全員の委員が御発言されていますが、どんどん御発言いただければと思います。

○町屋委員 この中の施策の方向性のところの取扱動物の適正な飼養管理の確保ということなのですが、これはセンター内での飼養管理ということだと思います。このことについては、やはりシェルターメディスンの考え方に基づいた飼養管理という言葉を入れてほしいなと思っています。なぜなら、シェルターメディスンという考え方の中には、動物福祉のことだけでなく、公衆衛生とか動物虐待とか、地域の安全を守るというような考え方も含まれています。すごく広く網羅できるものになりますし、シェルター運営のベースとなる考え方です。アメリカの行政シェルターも、この考え方は、もう既に取り入れられていますし、日本でも、札幌市の動物管理センターと北大が連携、提携するという話があります。シェルターメディスンの概念を導入、活用すると、北大のホームページにも記載されていますので、もう当たり前のことだと思います。ちなみにですけれども、秋田県で、今度新しく動愛センターをつくるのですけれども、秋田県のほうでも、どうせ大金を使ってつくるのであれば、よりよいものをつくりたいということで、シェルターコンサルティングということで、そのシェルターメディスンの考え方に基づいた設計とか管理方法とかを今から、もう学んでいこうと積極的に動いていると聞いています。

以上です。

○林委員長 ほかにいかがでしょう。

どうぞ。

○友森委員 今の御意見に、私も同意します。シェルターメディスンの理念は、海外のシェルターでは当たり前のことで、日本の、特に東京都の場合は収容動物が非常に少ないので、そのまま導入するわけにはいかないと思うのですけれども、譲渡のためにやりやすい群管理とか、そういった部分で参考になると思います。

それと別の部分で、譲渡拡大のための仕組みづくりなのですけれども、譲渡拡大で、今、東京都は団体譲渡がほとんどだと思うのですけれども、他県では、もっと個人譲渡に努力をされています。これから慌てて東京都のほうで個人譲渡をするために、例えば

譲渡会を土日に開催するとか、間口を広げるという方向性になっていく可能性はあると思うんですけども、それにちょっと私は逆に危機感を覚えている、保護動物を飼う方が増えていますけれども、逆に手放す方に入所先を聞いたら、保護団体から譲り受けたという方も残念ながら増えてきています。なので、譲渡拡大を焦る余りに間口を広げ過ぎてしまうと、そういった危険性がある。例えば民間団体ではトライアル期間といって、本当に飼えるかどうか一時的に自宅で飼養してもらい期間があります。そこで難しかった場合は戻せるので、そういった仕組みを導入するとか、あと面談をして書類上全く問題がなくても、家に行ったら残念ながら、いわゆるごみ屋敷で、玄関のドアも閉まらなかったということがあります。そういったケースもあるので、現状のように、言うてはいけないかもしれないですが、個人譲渡数が少ない状態であれば、逆に見に行くことができると思うので、一回家を見に行くとか、それが職員的人数的に難しければ、民間団体に、その部分は委託するとか、何かそういった形で個人譲渡のレベルアップをお願いしたいと思っています。

○林委員長 ほかにいかがですか。

打越委員。

○打越委員 この資料の中の愛護センターが30年以上前に建設された施設であって、これを再編整備するという話が2年ぐらい前の審議会では話題になっていたと思って、これは一体どこにいったのかを聞きたいというのが1点目であります。

それから、今の友森委員と同様に、殺処分数を減らしたいということで間口を広げ過ぎてはいけないというところに関して、致死処分という言葉を使っても殺処分という言葉を使っても、行政の側で人為的に命を奪う行為だとして、それをあまり悪いことだと私は書いてはいけないと思うのです。これから先、狂犬病、それは動物由来感染症のところも出てきますけども、もう有無を言わず殺処分数を次々と捕まえてやらなきゃいけない日が日本だってくるかもしれない。豚コレラだって、あっという間に入ってくるわけです。狂犬病のウイルスは、そんな簡単には入ってこないですけども、そうなったときに、これは特別な例外で仕方がなくてと言うんじゃないで、やはり獣医師というのは動物の命を生かすとともに安全に殺処分をするのも獣医師の仕事でありますので、そこがあまりにも悪いこと、愛護団体の皆さんから見れば、絶対悪とか必要悪だとして必ず悪という単語をつけたがる方が多いんですけど、そこは東京都こそ毅然と、愛護団体さんに、それを説得する、反論する議論も私は腹の中に持っていかなきゃいけないって、そういう姿勢を、この中に書きぶりとして入れなきゃいけないのではないかなと思っています。

とりあえず、センターの話はどうなったというのと、殺処分数を、ただ悪いものというふうにして位置付けては、それは公衆衛生獣医師としての責任放棄でしょうということろを伝えたいと思います。

○林委員長 センターのほうは、何か御説明ありますか。

○鮫島健康危機管理推進担当課長 事務局の鮫島でございます。

センターのことについて、お話をさせていただきたいと思います。

センターにつきましては、29年3月にセンターの整備基本構想の策定で、いろいろと御進言いただいたところでございます。こちらの特記につきましては、世田谷にある本所の整備というところをある程度念頭に置いたというところがございますけれども、昨今の動物を取り巻く状況というのが大きく今変化している。都の中でも、先ほど殺処分ゼロなど、動物の取扱いについて、今までの考え方だけでできるのかどうか、そういうのところも含めて、もう少し深みを持った整理をしていく必要があるのではないかとこのところでございます。そこで、整備基本構想をもとに、さらに御審議いただいて、現状3所ございますが、そのあり方を御検討いただいた上で、センターの整備というところに結びつけていきたいということです。整備する上では、動物を扱う施設ということになりますと、やはり建築上の制限等もある中で、限られた場所の中で、実現していかなくちゃいけないということも現状としてはございます。そういう中で、いろいろと御検討を次の小委員会、第2回目以降で御検討させていただきたいと考えておりますので、第2回目にそちらの関係資料等を御提示させていただきながら、御議論させていただきたいと考えています。基本的には、3所のあり方を、もう一度検討しまして、今後の東京都の動物行政、センターを整備しますと30年、場合によっては40年運営していかなくちゃいけないということも当然ありますので、そういう将来性を見込んだ形を考えていくべき、と考えております。

以上です。

○林委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見はありますか。

○平井委員 すみません、ちょっとおくれてまいりましたので、その前段の議論もあつたかと思うのですけれども、動物の致死処分に対して、自治体がどう取り組むかというところで、今、打越先生から、愛護センターの話もありました。もともと行政とか自治体がやっていた動物の管理というのが、狂犬病予防法に基づく犬の捕獲という、人の公衆衛生上の対策というところから始まったものが、時代の流れによって、今、どう生かす施設にしていくかという議論になっているかと思うのですけれども、その中で、行政がやるべき役割としてはどこまであるのかということもきちんと考えていかないと、何でもかんでも行政が致死処分ゼロに向けて取り組むと思ってしまうと、それは何かとても日本的というか、何かあつたら行政に苦情を言って対応していただくと、ずっと抱えてしまうということにもなるのかなと思います。ですので、もちろん減少を目指した取組というのは推進するべきなのですけれども、その根本のところ、行政がやるべきことというのが何なのか。もちろん、公費も投入するわけですし、社会全体の利益としての取組としてどうするのかということと、保護施設に関しても、自治体が全部つくらなくちゃいけないのか。そこを、民間とどう協働できるかという視点も含めていかないと、東

京都というか、日本の動物に関する後始末が全部行政の役割みたいになってしまうのは、私は違和感をずっと持っています。なので、打越先生がおっしゃったように、ゼロというのが先に来てしまい、致死処置をすることが悪みたいになってしまうのも当然おかしいですし、先ほど打越先生が狂犬病ってなかなか入ってこないだろうとおっしゃいましたけど、実際にはコンテナ迷入動物などがいて、東京都獣医師会としては非常に危機感を持っていて対策は緩めちゃいけないと思っています。ですので、ちょっと具体的なお話ではないのですが、その責任とか役割をきちんと持った上で、これを考えていかないと、何か行政のやることばかりがどんどん高まったり大きくなったりするのかなと思いました。

○林委員長 それでは、いかがでしょうか。この辺で次にまいりたいと思うのですが。

次に御審議、質疑をいただきたいと思いますのは、事業者等による動物の適正な取扱いの推進について。これ、資料3の3枚目ですね。これについて御意見、あるいは御質問いただきたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○友森委員 この致死処分数の減少にもかかわってくる事なのではございますけれども、最近、高齢者の方が飼い切れなくなる犬猫の保護がほとんどというか、私の実感としても六、七割を占めます。お話を伺っていると、70代で子犬、子猫を飼った。自分が老人ホームに入るので引き取ってくださいということで、もう10歳ぐらいになる動物を手放されるために、なかなか高齢の動物になってくると、譲渡が難しいという悪循環に陥っています。その原因は、やはり第一種取扱業の方が販売してしまっている。二種のほうでは、例えば60歳以上の方で後見人がいない場合には動物を譲渡しないという形をとっているところが多いのですが、販売業に関しては、何歳でも子犬、子猫を売ってしまっているんで、そのあたりを、今後指導するか、もしくは何らかのペナルティーを課すとか、そういったことが必要になってくるのかなと思っています。

○林委員長 ほかに御意見はありますか。

どうぞ。

○町屋委員 たびたびすみません。動物取扱業の監視強化のところで、ここの中に展示動物というのが入るといふ考え方でいいのですか。やはり、海外旅行者を中心として、展示動物の飼養環境への相談、苦情というのが当協会に非常に多く寄せられています。その一例が、フクロウカフェです。そういった相談を受けて、中に入ったりするのですが、やはり、その野生動物の生理、生態、習性に合ったような飼養管理を知っているのかなという飼養管理が見られます。フクロウカフェなんかは、フクロウだけじゃなくて、人気の動物種も置いたりしますので、私が行ったところはカワウソもいたのですが、カワウソなのに水が入っていないとか、当たり前のことすらできていないということもありますので、ある程度の、そういった習性を理解してから、ちゃんとやるとか、基準じゃないですけども、あったほうがいいんじゃないかなと思います。

というのも、これからますます海外旅行者は増えてくると思うのです。そして、どうい
うわけか、こういったフクロウカフェは人気だという形で、メディアなんか、また都と
してもPRを始めてしまったりすると首を絞めてしまうということになりかねないかな
と思っているところです。

あと、第二種動物取扱業者の問題も、昨今本当に増えてきています。特に行政からの
引取りをしている団体の問題というのも聞こえてきて、内部告発も聞こえてきていま
すので、そういったところの、しっかりとしたチェック、視察に行った際は、できればバ
ックヤードまで踏み込んで見ていただきたい。見せられるところだけ見るのではなくて、
裏というのですか、そこで劣悪な環境に飼われているというような話も聞こえてきてい
ますので、そういった対応もお願いしたいなと思います。

○林委員長 はい、どうぞ。

○打越委員 今回の町屋委員に追加の意見なのですが、展示業などの基準、動物の生
態への配慮等に関しては、それこそある意味、環境省の部会への宿題なのかなと感じる
ところもあって、国で定めなきゃいけない部分もあると思うのですが、場合によ
っては、今の町屋委員の話を東京都の審議会として考えるのであれば、独自条例をつ
くるかつくらないかという話になってくると思います。

また、視察に関して、バックヤードまで見てほしいという御意見は、これは運用のや
り方次第ですので、東京都に、その覚悟があればできるところかなと思います。環境省
の宿題の部分、そして東京都として、今後、取締りに関する独自基準をつくる。それぐ
らいやっていると私は思うのですが、職員は大変だろうとは思いますが、条例
をつくるのか、また、運用面で積極的に攻めていくのか、そこをきちんと区分けして計
画の中に入れ込んでいく必要があると思います。

○林委員長 どうぞ。

○平井委員 すみません、これは以前から感じているんですが、動物取扱業に関しては、
監視強化という言葉ばかりで、何か悪いこと、基準に反している人ばかりにターゲット
を持って行って、どう監視していくか、更生していくかという話になってしまうん
ですが、恐らく動物取扱業の中にも意識が高い方、きちんとやってらっしゃる方もい
らっしゃり、そういう方も何か巻き込んだ形で全体の底上げを図る。これだと、愛護と
取扱業は、いつも敵対しているような感覚になってしまうんですが、一緒に考えてい
くという方向性というのも東京都ならではできないことなのではないかなと思ってお
りますので、自浄作用になるんですか、自分たちの業界を自分たちで守るという動きもつく
っていかないとかなと感じております。

○林委員長 おっしゃるとおりです。全ての動物取扱業の中に、非常に良心的な人のほう
が私は多いと思います。その人たちに損害を与えるようなやり方をすると、結局全体の
向上にならない。だから、そこはいろんな、例えば、いろんなところを、もし、その中
核になって東京都が進められるときに、本当に東京都の職員の方たちの働き方改革がで

きるのかとか、いろんなことを考えると、やっぱりできることとできないことがあるのです。今回、どこまでできるのかというのを、ぜひこれから、あと何回か論議をしなければならぬのですけども、そこでぜひ、非常に具体的で実現可能性の高い、しかしこれまでも動物愛護の精神は本当にほかの国に比べて日本はよく高まってきたなと思います。それを、さらに着実に高める方向で論議いただければと思うのです。

○町屋委員 すみません、水を差すようで申し訳ないのですけれども、実際に問題となっているところに合わせた基準とか条例とか、そういったものができても、ちゃんとやっているところは、もう既にそういったところはクリアしているので、特に影響はないかなというふうには考えています。どちらかというところ、そういった足を引っ張るような業者を何とかしてほしいというような御意見も聞いたりもしますし、何とかしてほしいという、業者から相談というところもあつたりもしますので、そこら辺は、特に、こういったところで問題となるのは、どうしても、そういった劣悪な飼養管理をしてしまうようなところだとは思っていますので、大前提としては、ちゃんとやっている業者はいるんだということだとは思っているところです。

○林委員長 ほかに。

よろしければ、最後に論議いただきたいのは、資料3の4枚目、災害対策を初めとする危機管理への的確な対応についてであります。どうか活発な御意見、あるいは御質問いただければと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○打越委員 災害時の対応の施策の方向の書きぶりが、すごく甘いと感じています。東京で、もしも震度7が来た場合には、建物火災が起きて、車両火災が起きて、にもかかわらず道路に車がいっぱい、大混雑、大パニック。そこに救急車、消防車、警察車両を通させるために、ますます一般車両は通行禁止になって、しかし火災が発生しているという地獄絵図を想定しなければならないのですけれども、その災害時の地獄絵図を想定した上で動物対応をどうするかということまで想定されているような文言ではないと感じるのです。先ほど、浜町で避難訓練があつたというお話がありましたけど、避難訓練をするために何日もかけて準備して、連絡して、テントをつくって、関係者の方、受け付けしてというような状況ではなくて、本当の地獄絵図ですよね。その中、大型犬2頭、3頭、リードをつけて車で連れていけるはずがないという状況でありますので、それを意識したときに、参考資料の15の4ページの書きぶりが、やっぱり甘いなと思います。こういう状態で、都内で何か起きたら、まず高層マンションが一斉にNGになった場合に、1階建て、あるいは2階建ての避難所とか体育館に来たら、人口密度がさまざまになるという、そもそも避難所に人間が入り切れないという状況になるかもしれないのに、避難所での対応がどれだけ混乱を極めるかということをもっと意識すべきじゃないかなと。

それから、例えば4ページの中の72時間以内に愛護相談センターに、保護班、医療

班をつくるというふうを書いてあって、もちろんこういうことをしようという心がけをすることは大事だとは思いますが、実際には、医療班、保護班をつくっても、3日以内に連れてこられるとしたら、すぐそばの近隣住民の方だけであって、しかも場所が下町のほうがひどかった、江戸川区とか江東区とかのほうがひどかった場合には、とてもじゃないけど来られない状況だと思うんですね。車も動かせない。だから、むしろ、ここを見ますと72時間以内に班の充実を図って、こういうことをして、こういう連絡をして、要は災害があったときに東京都としてもきちんとやりますという書きぶりになっていると思うのです。でも、本当に災害の地獄絵図をイメージしたら、東京都が、こんな書き方はなかなかできないかもしれませんが、災害時にはきちんとできません。きちんとできないから、飼い主さん、どれだけ大変か覚悟して準備をしてくださいという書きぶりも入れなきゃいけないと思うのですね。だから、震度6強ぐらいまでであって、局所的であって、あるいは阪神淡路大震災のときも、午前5時46分ですので、みんな自宅にいたから対応方法もあったでしょうが、平日の午後に起きれば、飼い主さんと動物は離れてるわけですし、土日の午後に起きれば、今度はみんな遊びに出て行って、繁華街なんかには人がいっぱいいるという状態の中で、行政職員だって参集に時間がかかるような、あるいは出てこようと思っても、この間みたいにJRが電車を止めてしまいますと言われてたら出てこられないわけです。本当の危機においては、行政はきちんとできません、だから、本当に地獄絵図を飼い主さん、想定して、いざというときに本当に涙を流す事態になるのだということ腹をくくってくださいという普及啓発をするのが、本当の災害対策だと思うのですね。なので、きちんとやりますという書きぶりだけじゃなくて、きちんとできませんということを前提に、どうするか議論をしていただきたいと思います。むしろ、民間の獣医師さんが、それぞれの町の中で作業を始められるのにも72時間でできるかわからないけれども、そこが大事だと思うんですね。愛護センターで全部やるという書きぶりではないほうが、災害の本当の状況をわかっている書きぶりではないかと思います。

○林委員長 はい、どうぞ。

○平井委員 恐らく、もう少し補足が必要なのかなと思うのは、東京都で、まず避難所に避難できないというのは人のほうもわかっています、東京都内では在宅避難、自宅避難というのを勧めているところですし、ここで72時間で動き始めるじゃなくて、充実を図るところが、恐らく特別区であるとか市町村との役割分担があり、発災直後は東京都の職員が出動して動物を保護するのではなく、特別区のほうの避難所で、まず、特別区だとか、市町村で対応し、落ちついてきたら、都のほうとどういうふうに関連していくかというようなお話が、ある程度はなされていると思うのですけれども、そういったところが見えないために、都だけの動きみたいに見えてしまっていて、今、都が、この人口と、いろんな基礎自治体も抱えて、どういうふうな仕組みにしているかという補足が、ちょっと足りないから、全部都がやるみたいに見えてしまうのかなと感じてお

ります。

実際には、各区と、例えば東京都獣医師会でしたら東京都獣医師会の各支部があるんですけれども、そちらが災害協定を結び、区と地元の獣医師会が連携して、まず初動に当たるといった流れはできています。ただ、どうしても、恐らく打越先生が言われるような、首都直下でどうにもならないときには、獣医師のほうも動けないでしょうし、自治体だって被害に遭うわけです。こういうものを踏まえた上で、飼い主自身が準備しておかないとだめなんだろうということをお願いして環境省がガイドラインの見直しというを行っているはずなんです。ですので、それに合わせて、もう少しわかりやすい補足というのがあってもいいのかなと思います。

○打越委員 区が動くとか、システムが、こういうふうにできているというのは、この参考資料15にも載っていますので、それはわかるのです。連携協定を結んで、システムとして作ってあるのは分かります。しかし、それが機能しない、例えば連絡しようにも連絡手段もないとか、そういうことになったときが一番困るのであって、この図に従って対応できる程度の地震とか災害なら、別にそんな大きな問題ではないのですよね。だから、これだけつくっていますというのはわかるのですが、それをつくっても、なお全く対応できない災害が来るといときには、最後は一人一人なのだ。その恐怖感とか、リアリティーをどれだけ飼い主に伝えられるか、車では逃げられませんよ、あなたの家の周り三方火事ですよ、夜間ですよ、そういうような恐怖心を、どれだけ飼い主にちゃんと持ってもらえるか。そのときに、じゃあ行政がやって、東京都ももっとしっかりしてじゃなくて、東京都の場合は、もっと動けなくなっていますよ、だから飼い主さん、という普及啓発を、つまりシステム作りの一歩先の普及啓発が必要という意味です。

○林委員長 大変重い課題ですが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○田中委員 すみません、町田市の場合には、自主防災組織の新任班長会議というのが年に1回行われているんですけど、そこで、今、おっしゃられたような地獄絵図までではないんですが、やっぱり災害が起きたときには自助が一番ですということで、それを必ず自助が7割から9割ぐらい、それから公助とか、最終的には近助という言葉が出てくるんですけど、そういった形で一応お伝えはしているのです。でも、やっぱり、そうは言っても、なかなか新任の班長さんが、じゃあ自分たちの団体のところに行って、自助が大事なのだということを言っても、なかなか伝わらないと思いますので、こういったところは何かしら文書で明記してお知らせするようなことというのは非常に大事なかなと思いました。

あと、学校が、町田市の場合、避難所になることがとても多いですけども、自主防災組織の班長さんが、じゃあ、同行避難をするための打合せをしようとする、校長先生とか、そんなの知らないということで、割と蹴られてしまうというのが残念ながら起

きております。なので、この災害対策というのは、校長先生も、確かにいろんなことを考えなくちゃいけないので大変かなとは思いますが、やっぱりみんなで協力してやっていかなきゃいけないということもありますので、教育部門のほうにも、町田市内のことについては私どものほうでも取り組んでいきますけれども、東京都全体の取組として、そういった教育のほうにも、ぜひ問いかけていただけるとありがたいのかなと思いました。

○林委員長 ありがとうございます。

先ほどからのお話、これはちょっと重いので、今後も引き続き論議してまいりたいと思いますけど、首都圏には、東京大学の地震学研究所が設置している観測地点が500カ所あります。やっぱり一番怖いのは、直下型の大きな地震ですけど、これは、先ほどから論議に出ています、当然打越委員が言ったように、これはもう大変なことになるわけですが、この災害時といっても、そういった、起こる確率は非常に高いですけど、それ以外の、今私たちがある程度できる、やはりこれは両方とも、やっぱり災害対策の中には考えておかなきゃいけないのかなという感じはします。

それとやっぱり、各区、市、町で東京都の関係、これ非常に重要でありますと同時に、関東平野は広いものですから、近隣の首都圏というの、ほかの県との連携というのが、こういうときに、災害時のときに、特に動物の愛護の関係であり得るのかどうかというの、ちょっと検討していただければというふうには思いますね。

○平井委員 今、委員長がおっしゃった連携に関しましては、獣医師会は各地区がありますので、関東地区獣医師会連合会の中で災害協定というのはあり、お互いに被害が大きかったところを補完していくというような仕組みはございます。ただ、全体の動きの中で、これ、もちろん動物に関する東京都の施策の中での検討なのですけども、動物を救護するということだけを強調してしまうと、今度、田中委員がおっしゃった、町田のほうで避難所運営のほうは、もうそれどころじゃないという話になるのをどうクリアしていくかというのが、今最大の課題になっていると思うんです。ですので、もちろん、これは動物の施策の中ですけども、動物を連れている飼い主さん、飼い主さんというのは健康な人ばかりではない、障害を持った方も、病気の方、高齢の方もいらっしゃる、その人の支援になるんだということを強調していかないと、これが、この先、人の防災とリンクして進めていくというときに、動物愛護どころではないだろうという話になってしまうと思うんです。だから、これも先ほどちょっと申し上げましたが、飼っている方と動物だけの利益ではなく、飼っていない方とか地域環境にもプラスになる対策だから防災のほうと一緒に考えましょう、避難所の運営の人も、ちゃんと考えましょうと、ちょっと色を強く見せてもいいのかなと思いました。

○林委員長 じゃあ、これ最後にします。

○打越委員 これ、タイトルが、施策15が救護体制の充実というタイトルだから問題なんだと思うんですね。危機管理対応の充実という表現にすべきで、救護体制と書いてあ

るから、ここも獣医師会、獣医学系という話になっていますけど、災害政策であるとか、そういう社会的な専門知識も必要だと思います。だから獣医学系って書いてある限定に疑問を感じるところです。

○林委員長 おっしゃるとおりですね。

今日は、そろそろこれで終わりたいと思うのですが、今日の論議、次回まで、ぜひ覚えておいていただいて、次回はもっと具体的、高いレベルの論議をしたいと思うんですが、特に事務局、委員の皆様から何かなければ。

○打越委員 先ほど忘れていて思い出した多頭飼育の話です。長野県では、実は多頭飼育対策に関して、公衆衛生の獣医師職員だけでなく、精神保健の保健師さんと、それから生活保護の担当者、ケースワーカーですね、で、三者で連携して勉強会を始めたところなんです。先ほど友森委員がおっしゃったとおり、精神保健の保健師さんと、それから生活保護担当のケースワーカーは、定期的に、その家庭を訪問しますので、早い段階で、実は犬や猫が増え始めているというのに気付くんですね。その人たちからの情報を共有しようという動きを、今、県で始めていまして、本庁で一旦40人集まって議論して、今度、保健所の支所でやるという話になっていますので、長野県の情報を入れていきたいと思っています。

○林委員長 どうも皆さんお疲れさまでした。

それでは、事務局のほうにお返しします。

○田島動物愛護管理専門課長 皆様、長時間にわたる御討議、ありがとうございます。林委員長におかれましては、進行の労をお執りいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、皆様からいろいろ貴重な御意見、御提言をいただきましたので、次回の小委員会に反映したいと存じます。

次回の小委員会は、既に御連絡のとおり、11月1日、木曜日、午前10時開会を予定しておりますので、御出席のほど、よろしく願いいたします。

また、後ほど第3回小委員会及び第2回本審議会の日程調整表をお配りいたします。御多忙のところ恐縮ですが、御記入の上、御返送のほど、重ねてお願いいたします。

それでは、これもちまして本日の小委員会を閉会いたします。委員の皆様、誠にありがとうございました。

(午前11時49分 閉会)